

# 小山川クリーンセンター使用手数料の改定について

## 令和8年10月1日から家庭系ごみ搬入手数料が変わります

ごみの排出量に応じた費用負担の公平化<sup>※1</sup>、ごみの更なる減量化と資源化を図るため、令和8年10月1日から小山川クリーンセンターへごみを直接搬入する際に掛かる手数料を改定します。小山川クリーンセンターへの直接搬入をご利用される皆さまにはご負担をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

### <小山川クリーンセンター使用手数料（家庭系ごみ搬入手数料）>

#### ▶現行

令和8年9月30日まで 10kgにつき40円

#### ▶改定後

令和8年10月1日から 10kgにつき70円

令和9年10月1日から 10kgにつき100円

<sup>※1</sup>現行の10kgあたり40円の手数料では、ごみ処理に係る費用の2割以下しか賄えておらず、残りを児玉郡市4市町の負担金（税金）で賄っている状況になっています。

近年、ごみ処理に係る費用が増加しており、小山川クリーンセンターへ多量のごみを持ち込む方と、直接搬入をせず収集所のみを利用する方とで、費用負担の格差が広がっています。

直接搬入される方々に適切に負担していただくため、手数料を改定するものです。

※引っ越しや片付けなどで大量のごみが発生した場合などを除き、家庭から出たごみは、原則、地域のごみ収集場所へ出してください（事業系ごみを除く）。

### <問い合わせ先>

児玉郡市広域市町村圏組合

小山川クリーンセンター

電話：0495-22-8200